

第 4 回

宮城県地域医療計画策定懇話会

日 時 : 平成30年1月30日 (火)

場 所 : 宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室

1. 開 会

○司会 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

まだ到着されていない先生方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから第4回宮城県地域医療計画策定懇話会を始めさせていただきます。

本日の資料でございますが、改めまして皆様方の机の上に資料をお配りをさせていただいております。事前に配付させていただきました内容につきまして一部変更となっている箇所がございますので、本日、改めてお配りをさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者につきましては、次第の次にあります出席者名簿のとおりでございますけれども、あらかじめ5名の委員の先生方から欠席の旨、ご連絡をいただいているところでございます。

また、本日は宮城県国民健康保険団体連合会の佐藤理事長、ご欠席でございますが、代理といたしまして小林常務様にご出席をいただいておりますことをご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事となりますが、ここからは藤森座長に議事進行をお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

2. 座長挨拶

○座長 皆様、おばんでございます。

本日はお忙しい中、また大変お寒い中、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年7月に第1回の懇話会を開催してから半年余り、委員の皆様方に大変熱心なご議論をいただきまして次期の計画の案が出来上がってまいりました。皆様のご協力を賜り、大変前向きな議論をいただきましてありがとうございます。

本日の懇話会は、市町村並びに関係団体及びパブリックコメント等のご意見を踏まえまして、第7次計画の最終案をご議論いただくことになっております。

今回が予定されている最後の懇話会になります。計画の仕上げの回ということになりますので、計画の基本理念にあります「県民の医療に対する安心と信頼の確保」ができる計画になりますよう、皆様からの忌憚のないご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

3. 議 事 (1) 第7次宮城県地域医療計画(第3期宮城県医療費適正化計画を含む)の最終案について

○座長 それでは、議事に入ります前、最初に会議の公開についてでございますが、今回の懇話会につきましても公開とさせていただきたいと思えます。

また、傍聴に際しましては、会場に表示してあります傍聴要項に従っていただきますようにどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事(1)第7次宮城県地域医療計画(第3期宮城県医療費適正化計画を含む)の最終案についてでございます。

内容が多岐にわたっておりますので、説明については適宜区切って進めたいと思えます。

まず初めに、パブリックコメント等、中間案に対して寄せられた意見について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 医療政策課の佐藤でございます。よろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

地域医療計画の中間案につきましては、昨年10月25日に第3回の策定懇話会を開催し、ご議論いただいた後、11月28日に医療審議会に対して諮問させていただきました。

また、市町村、関係機関の皆様からの意見聴取等、そして、県民の皆様へのパブリックコメントを実施をさせていただきました。

これらでいただいたご意見につきまして、その内容と県としての対応の考え方をお手元に配付しております資料の1から3までに取りまとめてございますので、一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料の1のほうをご覧ください。こちらは前回第3回の策定懇話会とそれから昨年11月28日に開催いたしました医療審議会でのいただいたご意見等の内容とご意見等に対する県の考え方について整理をさせていただきものでございます。1ページから4ページまでが前回第3回の策定懇話会等でのいただいたご意見、5ページに医療審議会の委員の皆様からいただいたご意見をまとめてございます。いただいたご意見につきましては、できるだけご意見の趣旨に沿えるよう追記や必要な修正をさせていただき、後ほどご説明をさせていただきます最終案を調整させていただいたところでございます。

5ページをご覧いただきたいのですが、医療審議会の委員の皆様には、がんや心筋梗塞等の心血管疾患等についてご意見をいただきまして、一部追記や修正を行わせていただいたほか、引き続き国の動向なども踏まえながら取り組みを進めていきたいというふうにさせていただいているところでございます。

続きまして、資料の2-1をご覧ください。

A4判の縦の資料でございます。昨年11月29日から12月28日までの1カ月にわたりまして、広く県民の皆様方からの計画中間案に対するご意見をいただくために実施したパブリックコメントの結果の概要についてまとめたものでございます。

3の提出された意見に記載してございますが、個人1名の方、それから2団体から合わせて14件の意見をいただいております。

意見の詳細につきましては、資料2-2、A4判の横の資料をご覧くださいと思います。

資料2-2のほうでは、左のほうから、意見をいただいた項目、それからご意見等の内容、ご意見等に対する県の考え方の順に整理をさせていただいております。

一番最初、医療機能の分担・連携と集約化の促進に関しまして、2次医療圏を第5次計画の状態に戻すべきではないか。また、仙台から遠く離れて経営に苦戦している自治体病院を県立病院として運営してはどうかなどといったご意見をいただきました。

県の考え方といたしましては、2次医療圏につきましては、第6次計画を策定する際に、限られた医療資源を最大限有効に活用するという観点からも、10年先も見据えた上でより広域的な視点で医療提供体制を構築していくことが必要との考え方のもと、4つの医療圏に見直した経緯も踏まえて現在の4医療圏の継続が適当と考えていること。今後に向けましては、地域医療構想調整会議を活用した地域に相応しい医療提供体制の構築の議論等を通じて、医療機能の分担及び連携・強化を図ってまいりたい旨を記載をさせていただいております。

この意見のほか、がん、それから2ページ目にまいりまして心筋梗塞等の心血管疾患、救急医療、へき地医療や小児医療、在宅医療、歯科医療、医療従事者の確保対策、医療情報化の推進と幅広い分野にわたりましてもっと具体的な記述をしてはどうか、あるいは目標設定をしてはどうかといったご意見や取り組みのご提案などをいただいております。

一つ一つのご意見の内容について精査をさせていただきまして、可能な部分については最終案において追記修正等を行うとともに、そうでないものにつきましては、本計画が県の医療提供体制の確保に向けた基本的な方向性を示すものであることを踏まえまして、県の基本的な取り組みの考え方をお示しするとともに、具体的な施策展開に当たって参考とさせていただきた

い旨などを記載させていただいております。

いただいた意見の中で大きな修正につながったものとしたしまして資料2-2の5ページ、最後のページになりますが、こちらのNo.13というところをご覧いただきたいのですが、医療従事者の確保対策に関するご意見として何点かいただいております。●で5つほど記載してございますが、1つ目の●で二次医療圏ごとに医療従事者確保に関して、人口当たりの数値目標を示すべきではないかといったようなご意見、5つ目の●では、2023年の目標を2016年の全国平均としていたところですが、なかなか合理的な説明がないのではないかというふうなご意見をいただいたところでございます。

医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者の確保に関する数値目標に関しましては、中間案におきましては、直近の2016年の全国平均値にすることとしてお示ししていたところでございますが、昨年12月に公表された医師、歯科医師、薬剤師調査の最新の調査結果を見ますと、本県の状況と全国平均の値との差が縮まっておりました。また、こうしたご意見をいただいたことなども踏まえまして、最終案におきましては、2023年の全国平均の水準を目指すことといった形で見直しをさせていただいております。

なお、医療従事者の確保に関する二次医療圏ごとの数値目標の設定につきましては、現在、国において医師、看護師等の地域ごとの需給データの分析等の動きもございますことから、今回は設定はしないものの、各職種の実情に応じて偏在対策に取り組んでまいりたいというふうな考えてございます。

もう一度、先ほど見ていただきました資料2-1、A4縦のほうにお戻りいただきまして、資料2-1の下のところ、意見の公表というところでございますが、このパブリックコメントでいただいたご意見につきましては、趣旨をまとめて県の考え方を記載して、本日、ご意見を伺った上でホームページで公表する予定としております。

また、2月15日に予定しております医療審議会にも報告させていただきたいと考えてございます。

続きまして、資料の3をご覧いただきたいと思っております。

資料の3、A4判の横の資料になります。こちらの資料にはパブリックコメントと並行して行いました市町村、宮城県保険者協議会、そして、関係団体の方々への意見聴取等の結果につきまして、寄せられたご意見の内容とご意見に対する県の考え方について取りまとめております。多くの皆様から全体で延べ件数では52件のご意見をいただいております。

関係分野といたしましては、医療施設や医療圏の状況、がんを初めとする5疾病、救急医療

などの5事業、在宅医療や歯科医療、医療従事者の確保、地域医療構想や医療費適正化計画など計画全般についてご意見をいただきました。中でも、市町村からは、小児医療や歯科医療と関連した視点を交えて在宅医療の体制整備について、また地域医療を支える医療人材の確保に対するご意見が寄せられております。

また、宮城県保険者協議会からは、医療費の適正化に向け特定健診、保健指導、糖尿病の重症化予防、医薬品の使用に関する取り組みの推進に関するご意見等が寄せられております。

総括として申し上げますと、寄せられたご意見について極力最終計画案に盛り込む形で調整をさせていただいております。詳細については、資料にお目通しいただければと考えてございます。

前回の策定懇話会等、中間案に関して寄せられたご意見の概要については以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

ただいまの資料の1から3まで中間案に対するご意見をまとめて説明をいただきました。ただいまの説明に関しまして委員の皆様からご質問、ご意見ございますでしょうか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最終案をご説明いただいて、また戻ってくることができますので、それでは事務局から最終案のご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第7次宮城県地域医療計画の最終案についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料4及び最終案の冊子に基づきご説明をさせていただきます。

第3回計画策定懇話会にお諮りした中間案をもとに当懇話会、医療審議会を初めとする関係する審議会、協議会でのご意見、市町村や関係機関の皆様方からのご意見、パブリックコメントで寄せられたご意見、また新たに公表された最新の統計情報等を踏まえて最終案を調整させていただいております。

最終案の調整に当たりましては、各疾病事業の専門の委員の皆様方におかれましては、個別にご指導、ご助言を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

本日は、中間案と大きく異なる点を中心に説明をさせていただきます。

初めに、資料4によりまして数値目標の変更点について説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。

資料4は、本計画で定めている数値目標を一覧で整理をしたものでございます。このうち、網かけで着色している部分が中間案から変更した部分となります。順次ご説明をさせていただきます。

まず、資料1ページ、脳卒中の1つ目の指標であるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の現況値でございます。こちらの現況値につきましては、医療費適正化計画の策定のために国から示されている基本的な方針というものに基づいて算定して設定をしておりましたが、昨年12月にこの国から示された方針が一部改正されまして指標の定義と算定方法が改められましたことから、本計画における現況値についても改めさせていただいたものでございます。

脳卒中の次に書いてございます心筋梗塞等の心血管疾患、その下の糖尿病、そして、こちらの資料の5ページに医療費適正化の推進という項目分野がございまして、そちらにも同様にメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率を目標指標としておりますことから、同様の考え方で変更しております。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、脳卒中の2つ目の指標である脳血管疾患による年齢調整死亡率（人口10万対）につきましても変更をさせていただいております。中間案では、厚生労働省から5年に一度公表される人口動態統計特殊報告というものに基づいて現況値及び目標値を把握、設定をさせていただいておりますが、県の健康づくりの基本計画である「みやぎ21健康プラン」では、同じこの脳血管疾患による年齢調整死亡率につきまして、毎年公表される人口動態統計と国勢調査人口、または人口推計から算定して進捗管理をしておりますことから、扱いを「みやぎ21健康プラン」と合わせることにしまして、本計画における現況値及び目標値について改めさせていただいたものでございます。

この脳卒中の次の分野の心筋梗塞等の心血管疾患の2番目、3番目の指標である心疾患による年齢調整死亡率、虚血性心疾患による年齢調整死亡率についても、同様の考え方により現況値と目標値を変更させていただいているものでございます。

次に、2枚めくっていただきまして3ページ、救急医療の分野をご覧いただければと思います。

1つ目の指標、救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間につきましては、昨年12月に公表された平成29年版救急救助の現況に基づき現況値を更新しております。

同じく、救急医療の4つ目の指標である救急科専門医数につきましては、昨年12月に公表された平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査の結果に基づき現況値を公表させていただいております。

同じ3ページの下の方、小児医療の2番目の指標である小児人口1万人当たりの小児科医師数、それから次の4ページに記載してございます医療従事者の確保対策の1番目から3番目

の指標である医師数・歯科医師数・薬剤師数についても、同じく3師調査の最新の結果に基づき現況値を更新をさせていただいております。

なお、4ページの医療従事者の確保対策に掲げる8職種の2023年度末の目標値については、先ほどパブリックコメントで寄せられたご意見等への対応の説明の中でご説明させていただいたような理由によりまして、2023年時点の全国平均へと目標値を変更させていただいたものでございます。

数値目標に関する変更点は以上となります。

続いて、本文の主な変更点について説明をさせていただきます。

初めに、冊子の39ページをお開きいただければと思います。

39ページから第5節医療従事者の状況が記載してございます。こちらのセクションにつきましては昨年12月に公表された平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を反映させて最新の数値に更新をさせていただいております。

以降、各医療圏の状況でありますとか、救急医療、周産期医療、小児医療、医療従事者の確保対策においても、医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を引用している部分がございますが、それらについても最新の数値に更新をさせていただいております。

79ページをご覧くださいいただければと思います。

こちらはがんの医療機能の現況という地図を記載してございます。このがんを初め、各疾病・事業ごとに医療機能の現況を整理させていただいておりますが、これらについてパブリックコメントでのご意見や最新の状況を踏まえて内容を更新させていただいておりますほか、出典等につきましても、従来記載がないものもございましたが、可能な限り、追記をさせていただいております。

続きまして、91ページをご覧くださいいただきたいと思っております。

こちらは脳卒中の施策の方向ということになります。こちらの1、脳卒中の予防の2つ目の●でございしますが、関係団体からのご意見を踏まえまして冒頭、脳卒中の最大の危険因子は高血圧であり、発症の予防には高血圧のコントロールが重要だという記載を追記してございます。

続きまして、124ページをご覧くださいいただければと思います。

関係団体からのご意見に基づきまして、3、救急医療体制に関する知識の普及の2つ目の●について、昨年10月から実施しております「おとな救急電話相談」、#7119に関する記載を追加しております。

130ページにコラムというのがございますが、こちらのほうでも#7119について追記をして

おります。

次の131ページ、災害医療でございます。こちらの目指すべき方向性の4つ目の●、円滑な医療救護活動と保健衛生活動を行えるよう体制の整備に取り組むという内容を関係会議でのご意見を踏まえて追加をしております。

169ページをご覧ください。小児医療に関する施策の方向の部分でございますが、3番の在宅医療の提供体制の構築の1つ目の●でございますが、パブリックコメントや関係機関からの意見聴取において、小児の在宅医療に関するご意見をいただいたことから、小児や若年層の患者等を含む旨を記載を追加をしております。

このような形で、いただいたご意見に基づきまして修正をさせていただいております。

なお、今後、関係する協議会が開催されるものも予定されているものもでございますことから、現在の内容についても今後、変更となる可能性がございます。

また、統計数値等につきましては、誤りのないように確認をしているところでございますが、今後も確認作業をしていく予定となっております。

その他、軽微な文言修正や体裁の変更等につきましても、今後、行うことも予想されるところでございますが、委員の皆様のご了解が得られるならば、今後、座長と事務局の間で調整を進めさせていただいて、対応結果について委員の皆様にご報告するような形を取らせていただければと考えてございます。

最終案についてのご説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの最終案に関する説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石岡委員 東北大学の石岡です。

今、事務局からのご説明がありましたけれども、この先、各領域でまだ話し合いが残っていてそこで若干の微調整が入るということに関して、私はがん対策推進計画に関わっていますので、細かいところはそこで少し見たところ、ちょっと落ちているところに気づいたものですからそこで述べればよろしいでしょうか。

○座長 よろしいでしょうか。各委員会のほうで。そのようにさせていただきます。

そのほかにごございますでしょうか。

○藤代委員 協会けんぽの藤代でございます。

保険者協議会の意見につきまして最終案にご配慮いただきまして、ありがとうございます。

1点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。今回示された最終案ですと、232ペー

ジなんですけれども、7の医療費適正化推進の中の本県の医療費の状況というところで、県民1人当たりの医療費が全国に比べて低いという記載がされているところではありますが、質問のほうでも資料3のほうで記載をしておりますNo.42の質問事項ですけれども、27年度の県民1人当たりの医療費は全国平均に比べて2万数千円低いということや、伸びについても全国平均を下回るペースであることは承知しております。その要因であります、同じく236ページのほうに記載がありますとおり、1人当たり医療費の金額が相対的に大きい後期高齢者医療において宮城県が全国の平均を下回っているということが大きく影響しているということでもあります。勤労者世代の人数が多いという、我々の協会けんぽの現状からしますと、全国に比べて低いというだけでは説明が不足しているのではないかと考えるところでもあります。

今日の河北新報の記事でも協会けんぽの平成30年度の保険料率の記事が記載されておまして、正式には来月2月に厚労省の認可を受けることとなりますが、宮城支部の保険料率が29年度の9.97から0.08%上がるということで30年度は10.05になりまして、全国平均の10.00を上回る予定となっております。また、引き上げの幅は全国でも4番目になるという状況です。

この保険料率の引き上げについては、1人当たり医療費が全国平均を上回って、その伸びも全国平均を上回って推移しているということが最も大きな要因となっております。この状況は、29年度においても同様であることから、今後、さらに引き上げになる傾向が続くのではないかとというふうに懸念するところでもあります。

協会けんぽ宮城支部の加入者は74万人ということでありまして、県民の3分の1が加入しているということでもあります。勤労者世代であります協会けんぽの医療費の上昇の状況を踏まえていただきまして、例えば、医療保険者によっては1人当たりの医療費が全国平均を上回る、その伸びも全国平均を上回るペースであることから、推移を注視していく必要がある等の文言を追記していただくよう、再度、ご検討いただければというふうに思います。以上であります。

○座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○山崎委員 歯科医師会の山崎です。些細なことなのですがちょっと確認です。

170ページ、第5編第2章第11節在宅医療の項目のところ、170ページの一番下の文言ですね、「医師の配置のある施設（特別養護老人ホームや養護老人ホームなど）でも、一定の条件のもとで訪問診療を行うことができます。また、歯科においては、自宅や施設のほか医療機関への訪問診療も可能です」と書いてあります。この最後の歯科では、自宅や施設はいいんですけども、医療機関への訪問診療も可能である場合があるということですね。全部はやらなくて、

歯科の標榜がある医療機関では訪問診療はできない。ただ、先般の2年前の診療報酬改定で、歯科の標榜があっても周術期の口腔管理に関しては一部可能だという解釈も出ていましたので、全部ではないことは確かですから、「訪問診療も可能である場合がある」という形に微調整していただければと思います。以上です。

○座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、いただきましたご意見につきましては、今回で最後ということになりますので、私と事務局の間で調整させていただいて入れさせていただくという形に取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

また、今、まだ走っている各協議会がございますので、その協議会の最終案に関しましても、もし変える必要があれば、私たちの中で修正を考えたいと思いますので、よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

現在、この医療計画に関しましては、医療審議会にも諮問中となっております。2月15日木曜日に審議会が開催されますので、最終案の調整については、今後の日程も見ながら対応させていただきたいというふうに思っております。

(2) その他

○座長 次に、議事の(2)その他の項目でございますが、委員の皆様方からご意見、ご質問、ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○座長 それでは、議事を終了させていただきたいと思います。

半年間にわたりまして議論を進めさせていただき、毎回限られた時間の中で皆様方に医療計画策定懇話会にご出席いただき、大変ありがとうございます。

第7次、今回7次が出るのは4月頃となりますので、計画の実施につきましても今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、司会進行をお返しします。

4. 閉 会

○司会 皆様、ご審議ありがとうございました。

今回で最後の懇話会となります。ここで宮城県保健福祉部長の渡辺から皆様方にご挨拶をさせていただきます。

○渡辺部長 皆様には昨年の4月以降、多くの貴重なご意見を頂戴しました。誠にありがとうございます。

今回の第7次計画ですが、医療費適正化計画との一体的な策定、そして、介護保険事業支援計画との整合性の確保など、新たな命題にチャレンジする部分も多くありましたが、皆様からご意見を頂戴したことで計画に命が吹き込まれたと感じております。

藤森座長はじめ、委員の皆様、ありがとうございました。この案を審議会に諮りまして決定した後は、鋭意推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解、ご支援を頂戴したいと思います。

ありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、第4回宮城県地域医療計画策定懇話会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。